

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第14号

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年瀬戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入居の手続) 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、 <u>第19条の規定により敷金を納付し、かつ、契約書を提出して入居の手続をしなければならない。</u>	(入居の手続) 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、 <u>次に掲げる</u> 手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する契約書を提出すること。</u> (2) <u>第19条の規定により敷金を納付すること。</u>
2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に <u>同項</u> に定める手続をしなければならない。	2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に <u>同項各号</u> に定める手続をしなければならない。
3 <省略>	3 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u>
3 <省略>	4 <省略>

4 <省略>

5 <省略>

(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第29条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2から4まで <省略>

(敷金)

第19条 <省略>

2 <省略>

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 <省略>

(修繕費用の負担)

第19条の2 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

5 <省略>

6 <省略>

(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第29条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2から4まで <省略>

(敷金)

第19条 <省略>

2 <省略>

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 <省略>

2 入居者の責に帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) <省略>
- (2) <省略>
- (3) <省略>
- (4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(住宅の明渡請求)

第39条 <省略>

2 <省略>

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(入居者の費用負担)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) ふすまの張り替え、ガラスのはめ替え及び畳、建具その他附属器具の修繕に要する費用
- (2) <省略>
- (3) <省略>
- (4) <省略>
- (5) その他市営住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市が費用を負担すべき部分の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(住宅の明渡請求)

第39条 <省略>

2 <省略>

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 <省略>

4 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の市営住宅の入居の手続について適用し、同日前の市営住宅の入居の手続については、なお従前の例による。